

「日中当座貸越基本要領」中一部改正

- 2. 中「「本行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準等の件」（平成 10 年 6 月 23 日決定）」を「「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（平成 31 年 3 月 26 日決定）」に改める。